

事務連絡  
令和3年6月25日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
「協力要請推進枠」の取扱いについて  
(映画館運営事業者及び映画配給会社に対する協力金に関する Q&A)

令和3年5月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（大規模施設等に対する協力金の実施要領）」及び令和3年6月4日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（大規模施設等に対する協力金の実施要領の補足）」をお示ししたところですが、映画館運営事業者及び映画配給会社の時短営業時の協力金の計算が円滑に進められるよう、別添のとおり、Q&Aを示します。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願ひします。

【照会先】

- (1)大規模施設等に対する協力金（映画配給業者等に対する協力金）について  
経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課  
石澤・富田・阿部  
直通 03(3501)9537
- (2)協力金について  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
企画調整担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・矢部  
西中・寺井・小澤・鈴木・小林  
直通 03(6257)3086
- (3)臨時交付金全般、即時対応特定経費交付金、執行手続について  
内閣府地方創生推進室  
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田  
直通 03(5501)1752

## 映画館運営事業者及び映画配給会社の計算方法に関する Q&A(6月25日版)

・本資料は、令和3年5月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて(大規模施設等に対する協力金の実施要領)」及び令和3年6月4日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について(大規模施設等に対する協力金の実施要領の補足)」の内容を補足し、映画館運営事業者及び映画配給会社の時短営業時の協力金の計算方法に関連するQ&Aです。

1. 映画館が要請に応じ、休業や時短営業を行う場合、要請対象日の本来の営業時間をどのように考えるべきか。

A: 都道府県の裁量において適切にご判断いただきたいが、例えば、2019年の同時期の通常営業時の営業時間などを適用することが考えられる

2. 「時短営業を行っている場合について、同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、当該作品単位でなく、スクリーン全体での上映する予定であった映画の回数のうち、当該作品の上映できないこととなった回数で算出することにご留意ください。」とあるが、「スクリーン全体での上映する予定であった映画の回数」はどのように算出すべきか。

A: 基本的に都道府県の裁量において適切にご判断いただきたいが、例えば、作品の平均上映時間に照らし、当該映画館が通常の営業時に、同程度の上映時間の映画を何回程度上映するかなどを参照することが考えられる。想定される回数が端数を生じる場合は、業界の実情を勘案し、各都道府県の判断において、適切に判断されたい。

3. 「当該作品の上映できないこととなった回数」とあるが、時短営業下において、同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合、作品ごとの上映できないこととなった回数を算出するためには、まず、スクリーン全体での上映できないこととなった回数を知る必要があり、どのように算出すべきか。

A: 基本的に都道府県の裁量において適切にご判断いただきたいが、例えば2. の例で示した考え方(作品の平均上映時間に照らして算出)なども参考にすることも可能。想定される回数が端数を生じる場合は、業界の実情を勘案し、各都道府県の判断において、適切に判断されたい。

6. 「当該作品の上映できないこととなった回数」はどのように算出すべきか。

A: 基本的に都道府県の裁量において適切にご判断いただきたいが、例えば以下のような考え方で処理することが考えられる。

(考え方の例)

スクリーン全体として上映できないこととなった回数が2回であるケースを想定して、

①複数の配給会社(P、Q)が上映する作品が時短営業下において、それぞれの作品の上映回数が等しい場合

→全体として上映できないこととなった回数である2回を均等に按分。例えば、2つの配給会社が配給する作品は、2回ずつの場合は、比率1対1で按分し、それぞれの配給会社が上映できないこととなった回数が1回ずつとなる。

②複数の配給会社が上映する作品が時短営業下において、それぞれの作品の上映回数が等しくない場合

→全体として上映できないこととなった回数である2回を上映回数の比率で按分する。例えば、2つの配給会社が配給する作品は、1回と3回の場合は、比率1対3で按分し、前者は2回×1/4、後者は2回×3/4になる。

5. 土日のみ休業要請の場合、上映中作品が土日のみ上映できなくなるが、配給会社への協力金はどのように計算すべきか。

A: 基本的に都道府県の裁量において適切にご判断いただきたいが、例えば、他の曜日の上映スケジュールを基に判断することが考えられる。

6. 協力金の支給金額が1円未満の場合はどうすべきか。

A: 都道府県の裁量において適切にご判断いただきたい。

7. 映画配給会社の支給額(休業の場合)について、上映する映画によって、「常設のスクリーン数」又は「上映することとしていた作品」を選択することができるのか。例えば、4月下旬に公開終了予定であった映画①は「常設のスクリーン数」、5月に上映予定の映画②は「上映することとしていた作品」を選択して支給額を算定することはできるのか。

A: 執行上の混乱を避けるため、休業期間中の協力金の算定方式について、「常設のスクリーン数」又は「上映することとしていた作品」のいずれかの計算式で選択し、上映する映画あるいは上映期間等によって、算定方式を途中で変更することは認めない。なお、休業期間において、上映スケジュールを把握し、常設のスクリーン数をベースに算定することが困難であることから、多くの配給会社は、「上映することとしていた作品数」を選択することになると考えている。

8. 上映契約書又はブッキングリストにおいて、個別映画館の記載がなく、地域単位での記載しかない場合、協力金の算定をどのようにすべきか。

A: 支給額を算定するためには、原則として、上映する映画館を特定しなければならない。他方、仮に地域単位での記載であっても、その地域において、作品を上映予定の映画館の数が契約書やブッキングリスト上等に定められている場合はその限りでない。